

## ●特集 1. 気象庁震源の震源決定方法の変更について

気象庁では、津波警報、地震情報等を発表するために地震発生後直ちに決定する震源（報道発表資料・解説資料等では「速報値」と表記）を決定後、大学・防災科学技術研究所等の各関係機関からも地震観測データを集約して精密な解析を行い、より詳細な震源（報道発表資料・解説資料等では「暫定値」と表記）を決定している。また、震度 1 以上を観測していない小さな地震（体を感じない地震）についても、24 時間体制で監視をしており、地震発生後に同様の解析を行い、詳細な震源を決定していた。

この詳細な震源の決定方法について、文部科学省の特別の機関である地震調査研究推進本部の地震調査委員会において検討され、「高感度地震観測データの処理方法の改善に関する報告書（平成26年 2 月12日）」、（[http://jishin.go.jp/main/kokando/kokando\\_honpen.pdf](http://jishin.go.jp/main/kokando/kokando_honpen.pdf)）が報告された。

この報告を受けて気象庁では、震源決定方法を見直し、平成 28 年 4 月より新たな方法に変更した。

これまでは、自動で計算機が読み取った値について、人がすべて確認し、適宜読み直す等を行ってから正確な震源を求めていたが、自動処理手法・技術の向上により、計算機の読み取り値のみでも多くの場合正しい震源が迅速に得られるようになった。このため、気象庁が提供する地震活動図、地震解説資料等において、小さな地震については、自動処理で決定した震源を使用することとした。ただし、自動処理を用いた震源について人が確認し、自動処理を用いた震源の精度が悪い場合は簡易な検測作業を行う。なお、地震情報等を発表した地震、ある程度の規模以上（例えば、陸域の場合は、M1.7 以上）の地震、及び気象庁が監視を強化している東海地震の想定震源域（p. 16 の図 1 参照）の地震については、今後も人が精査・確認を行い詳細な震源を決定する。

これにより、より迅速に震源決定ができるようになり、最新の地震活動の状況をより早く把握できるようになった。また、従来の方法よりも規模の小さな地震を多く決定することができるようになった。

平成 28 年 4 月 1 日以降に発生した地震の震源を表示させた地震活動図、地震解説資料等では、以前と比較して概観が変わる場合があるが、地震活動の推移等は従来通り把握することから、防災対応上の問題はないと考える。

地震・火山月報（防災編）においても、平成 28 年 4 月 1 日以降に発生した地震については変更後の方法で震源決定された震源を表示しており、Mの小さな地震は、自動処理による震源を表示している場合がある。